

○戸田市男女共同参画推進条例

平成28年9月30日

条例第32号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 基本的施策(第8条―第14条)

第3章 戸田市男女共同参画推進委員会等(第15条―第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

戸田市は、豊かな自然に恵まれ、交通の利便性が高いことから、若い世代も多く、子育て支援や教育の取組を積極的に進めてきた背景があります。一方、転出入が激しいゆえに地域のコミュニティが活性化しにくいという面も有しています。男女共同参画の推進に当たっては、戸田市の基本となる計画を平成元年に初めて策定し、現在も「戸田市男女共同参画計画～とだ あんさんぶるプラン～」に基づいて様々な施策に取り組んでいます。

「日本国憲法」は、個人の尊重と法の下での平等を保障しています。国においては、国際連合で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を受けて、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を制定するなど、男女平等の実現に向けた取組が着実に進められています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は、依然として残っていると云わざるを得ません。近年では、配偶者等への暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権を侵害する行為が社会問題となっていることや、子の養育や家族の介護といった家庭生活と職場や地域などでの社会活動を両立させることといった新たな課題もあり、更なる継続的な取組が必要です。

そのため、誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することで、豊かでいきいきと暮らせるまちとなり、これを次世代につなげていくことが重要です。

よって、戸田市は、男女共同参画社会の実現に向け、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、戸田市(以下「市」といいます。)、市民や事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- (1) 男女共同参画 誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、責任を担い、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいいます。
- (2) 市民 市内に居住、通勤、通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体や個人をいいます。
- (4) 配偶者等への暴力 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者やあった者への身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力や子どもを利用した暴力をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快、不安にさせる性的な言動により、その者や周囲の生活環境を害すること、性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
- (6) 積極的改善措置 性別、性的指向、性自認による格差を是正するため必要な範囲内において、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に確保することをいいます。

(基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、男女共同参画を推進します。

- (1) 性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いや暴力を根絶し、誰もが、個人として尊重されること。
- (2) 誰もが、性別による固定的な役割分担の意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

- (3) 誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案や決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- (5) 家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (6) 誰もが、性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。
- (7) 国際社会や国内における男女共同参画に関する取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たり、市民、事業者、国、他の地方公共団体と連携します。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において男女共同参画を推進するよう努めます。

2 市民は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画を推進し、誰もが、家庭生活と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めます。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めます。

(禁止事項)

第7条 誰もが、配偶者等への暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いその他の性に関する人権侵害を行ってはなりません。

2 誰もが、情報の発信に当たっては、前項の性に関する人権侵害、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第8条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。))を策定し、これを公表します。

2 市は、男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条第1項に規定する戸田市男女共同参画推進委員会の意見を聴きます。

3 市は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。

(調査研究と広報や啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究、情報の収集に努めます。

2 市は、市民や事業者が男女共同参画についての理解を深めるよう、広報や啓発を行います。

(教育に対する支援)

第10条 市は、男女共同参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われるよう、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育に携わる者を支援します。

(家庭生活と社会活動の調和)

第11条 市は、市民が子の養育、家族の介護その他の家庭生活と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めます。

(災害等への対応における配慮)

第12条 市は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含みます。))においては、性別による視点に十分配慮するよう努めます。

(積極的改善措置)

第13条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認めるときや性別、性的指向、性自認により参画する機会に不均衡が生じると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めます。

(拠点の整備)

第14条 市は、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点の整

戸田市男女共同参画推進条例

備に努めます。

第3章 戸田市男女共同参画推進委員会等

(推進委員会)

第15条 男女共同参画の推進について調査、審議をするため、戸田市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査、審議をします。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進について必要な事項

3 推進委員会は、男女共同参画の推進に必要があると認める事項について市長に意見を述べるができます。

(組織)

第16条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱、任命をします。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 組織、団体等の推薦者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の選任に当たっては、委員の性別の比率が、男女共同参画計画に基づく比率となるよう努めます。

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(委員長と副委員長)

第18条 推進委員会に委員長と副委員長を置きます。

2 委員長と副委員長は、委員の互選により決定します。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表します。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときや委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第19条 推進委員会の会議(以下「会議」といいます。)は、委員長が招集し、その議長となります。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めること、意見を聴くこと、資料の提出を求めることができます。

(庶務)

第20条 推進委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理します。

(苦情申立て)

第21条 市民や事業者は、市長に対し、市が関与する男女共同参画に関する施策について苦情を申し立てることができます。

2 市長は、前項の規定による苦情の申立てがあったときは、必要に応じ推進委員会の意見を聴いて、処理します。

3 市長は、第1項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に関する情報を保護するとともに、公平かつ適切に行います。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行します。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

○深谷市男女共同参画推進条例

平成26年9月30日条例第20号

深谷市男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力及び連携をして男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画することができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(次条及び第6条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協力し、及び連携するとともに、男女共同参画の推進に関する活動への支援、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第7条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害を助長し、及び連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(市の施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力及び連携をして、積極的改善措置が講ぜられるよう努めること。
- (2) 学校教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。
- (3) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (4) 男女が共に家庭生活における活動及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為の防止に努め、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- (7) 市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報その他の啓発活動の充実に努めること。
- (8) 男女共同参画の推進に寄与する人材を育成し、及びその積極的な活用に努めること。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、深谷市男女共同参画会議条例(平成18年深谷市条例第11号)第1条に規定する深谷市男女共同参画会議(第13条第3項において「男女共同参画会議」という。)に意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談及び苦情への対応)

第13条 市長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出を受けた場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、男女共同参画会議に意見を聴くことができる。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

○深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例

令和4年3月23日条例第1号

深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進は、全ての市民が個人として尊重され、性的指向又は性自認による差別的な取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するように努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(市の施策)

第9条 市は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 性的指向及び性自認の多様性に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発及び広報活動を行うこと。
- (2) 性的指向及び性自認の多様性に関する教育を推進すること。
- (3) 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

○渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

平成27年3月31日

条例第12号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策(第9条―第13条)

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制(第14条・第15条)

第4章 雑則(第16条・第17条)

附則

日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下での平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障害の有無などにより差別されることがなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を活かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは、私たち区民共通の願いである。

本区では、これまで、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画行動計画を策定し、推進することにより、男女の人権の尊重に積極的に取り組んできた。

しかし、男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ渋谷のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、本区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければならない。

これから本区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず1人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現しなければならない。

よって、ここに、区、区民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現を図り、もって豊かで安心して生活できる成熟した地域社会をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。
- (5) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向(異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛)をいう。
- (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

- (8) パートナースhip 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である2者間の社会生活関係をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、男女の人権を尊重する社会を推進する。

- (1) 性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス等が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。
 - (2) 男女が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
 - (4) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、男女平等意識の形成に向けた取組が行われること。
 - (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
 - (6) 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
 - (7) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解し、推進すること。
- (性的少数者の人権の尊重)

第4条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。

- (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
- (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
- (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区及び公共的団体等の責務)

第5条 区は、前2条に規定する理念に基づき、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係団体と協働するものとする。
- 3 国、他の地方公共団体、法令により公務に従事する職員とみなされる当該職員の属する団体、その他公共的団体(以下「公共的団体等」という。)の渋谷区内における事業所及び事務所は、区と協働し、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。
- 4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。

(禁止事項)

第8条 何人も、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等及びハラスメントをしてはならない。

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

- 3 区、区民及び事業者は、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない。

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策

(男女平等・多様性社会推進行動計画)

第9条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するための男女平等・多様性社会推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

- 2 区は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する渋谷区男女平等・多様性社会推進会議の意見を聴くものとする。

- 3 区は、毎年1回、行動計画に基づく男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策の実施状況を公表するものとする。

(区が行うパートナーシップ証明)

第10条 区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という。)をすることができる。

- 2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者の1人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。

- (2) 共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。

- 3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。

第11条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。

- 2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。

(拠点施設)

第12条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例(平成3年渋谷区条例第28号)第1条に規定する渋谷男女平等・ダイバーシティセンターをその拠点施設とする。

- 2 区は、前項に規定する施設において、第15条に規定する相談又は苦情への対応のほか、条例の趣旨を推進する事業を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進について、顕著な功績を上げた個人又は事業者を顕彰することができる。

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制

(渋谷区男女平等・多様性社会推進会議)

第14条 男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議するため、区長の附属機関として、渋谷区男女平等・多様性社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定及び評価に関する事項

- (2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項

- (3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、区規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

第15条 区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。

- 2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を行うとともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等(以下この条において「関係者」という。)に対して適切な助言又は指導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

援するものとする。

- 3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的、趣旨に著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴いて、当該関係者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができる。
- 4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表することができる。

第4章 雑則

(他の区条例との関係)

第16条 渋谷区営住宅条例(平成9年渋谷区条例第40号)及び渋谷区区民住宅条例(平成8年渋谷区条例第27号)その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

(27年規則76号 27.10.28施行)

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(渋谷女性センター・アイリス条例の一部改正)

- 3 渋谷女性センター・アイリス条例(平成3年渋谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(渋谷区文化総合センター大和田条例の一部改正)

- 4 渋谷区文化総合センター大和田条例(平成22年渋谷区条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)